

恵庭市告示第 29 号

道路の占用を制限する区域の指定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり決定する。

その関係図書は、恵庭市建設部管理課に備え置いて、令和 5 年 3 月 31 日まで一般の縦覧に供し、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

令和 5 年 3 月 15 日

恵庭市長 原 田



記

1. 区域決定路線

路線番号	路線名	路線延長	占用を制限する区域
1269	江別恵庭線	0.8 km	柏陽町 1 丁目 2-2 地先から 柏陽町 3 丁目 233-3 地先まで
0027	恵庭駅前通	1.4 km	泉町 6 4 地先から 白樺町 3 丁目 1-2 地先まで
0005	島松大通	1.0 km	北柏木町 1 丁目 801-1 地先から 西島松 5 4 7-1 地先まで
0034	柏木中通	0.4 km	柏木町 5 4 7-3 地先から 柏木町 3 丁目 3-6 地先まで
0079	白樺恵南線	0.4 km	白樺町 3 丁目 1-2 地先から 白樺町 4 丁目 1 地先まで
0032	茂漁通	0.3 km	有明町 1 丁目 4-18 地先から 有明町 2 丁目 5-9 地先まで
0030	市役所通線	0.2 km	京町 1 地先から 京町 8 4-2 地先まで

2. 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができない場合は、この限りではない。